

議案第 35 号

倉敷市立高等学校条例の改正について

9 月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市立高等学校条例の一部を改正する条例

倉敷市立高等学校条例（昭和 42 年倉敷市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 岡山県倉敷市立玉島高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

倉敷市立玉島高等学校を廃止するため、条例を改正するものである。

倉敷市立高等学校条例（昭和42年倉敷市条例第34号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
岡山県倉敷市立精思高等学校	倉敷市八王寺町199番地3	岡山県倉敷市立精思高等学校	倉敷市八王寺町199番地3
岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校	倉敷市連島町西之浦1486番地1	岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校	倉敷市連島町西之浦1486番地1
岡山県倉敷市立工業高等学校	倉敷市田ノ上716番地1	岡山県倉敷市立工業高等学校	倉敷市田ノ上716番地1
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	倉敷市児島稗田町160番地	岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	倉敷市児島稗田町160番地
		岡山県倉敷市立玉島高等学校	倉敷市玉島1丁目15番60号
岡山県倉敷市立真備陵南高等学校	倉敷市真備町箭田1769番地1	岡山県倉敷市立真備陵南高等学校	倉敷市真備町箭田1769番地1